五 介護保険法第六十九条の四の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	
六 介護保険法第六十九条の五の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	
七 介護保険法第六十九条の六第一号の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
八 介護保険法第六十九条の七第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
九 介護保険法第百十八条第三項第三号の事業の実施	
十 介護支援専門員の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	
43～80 ［略］	
（法別表第六の総務省令で定める事務）	
第六条 ［略］	
［2・3 略］	
4 法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
一 教育職員免許法第八条の記入等に係る教育職員の免許状の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
二 教育職員免許法第十五条の書換若しくは再交付の願出の受理、その願出に係る事実についての審査又はその願出に対する応答	
5 法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
［一・二 略］	
6 法別表第六の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
［一～五 略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
33～70 ［同上］	
（法別表第六の総務省令で定める事務）	
第六条 ［同上］	
［2・3 同上］	
［新設］	
4 法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
［一・二 同上］	
5 法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
［一～五 同上］	

附　則

この省令は令和六年五月二十七日から施行する。

○総務省令第五十一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣　松本　剛明

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条　恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（生存の確認）	（生存の確認）
第十条の三　総務大臣は、規則第二十九条第一項に規定する支給期月の前月において、地方公共団体情報システム機構から年金たる恩給の受給者又はその恩給に加給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。	**第十条の三**　総務大臣は、規則第二十九条第一項に規定する支給期月の前月において、地方公共団体情報システム機構から年金たる恩給の受給者又はその恩給に加給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。
［2　略］	［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	